

20世紀転換期米メキシコ国境地域の「曖昧な領域」性

——モルモン教徒メキシコ移住とビリャ懲罰遠征隊——

佐藤 勘治

はじめに

2012年共和党大統領候補ミット・ロムニーの父ジョージ・ロムニー (George W. Romney) は、20世紀初頭、国境に近いメキシコ北部チワワ (Chihuahua) 州モルモン教徒移住地に生まれた。ミット・ロムニー自身モルモン教徒であることは広く知られている。宗教的背景が大統領選挙にどう影響するかについては様々に論評された。本小論冒頭で取り上げるのは、もう一方の情報、19世紀末のロムニー家を含むモルモン教徒のメキシコ移住についてである⁽¹⁾。

ロムニーの父ジョージは、ミシガン州知事を二期にわたって務め、1968年には共和党大統領予備選を闘った著名な政治家である。ジョージがメキシコ生まれであることは、今回新たに明らかになったものではない。大統領予備選挙に際して、大統領としての資格があるかどうかについて民主党側が出生地を問題にしたからである⁽²⁾。米国憲法第2条では「生まれながらの市民 (natural-born Citizen)」であることが大統領の条件とされている。この言い回しには出生地を国内に限定しているかどうか曖昧なところがある。ジョージの場合、予備選で敗れたためこの問題は棚上げされた。

ロムニー家とメキシコとの関係から、史上初めての「メキシコ系」大統領の可能性があるといた報道も一部にみられた。「白人」であるロムニーは、エスニック・マイノリティへのアピール力が弱い。メキシコ生まれの父をもつことは、それだけで、メキシコ系はじめてラティーノ市民の共感を期待できる可能性がある。ロムニーは、選挙資金獲得パーティの席で、父に言及して、「自分がラティーノ系であるとしたら選挙戦が有利に進むのだが」と語っている録音ネット上に公開されている⁽³⁾。

2012年米国大統領選挙においては、前回大統領選にも増して、民主・共和両党とも、ラティーノ層から支持を取り付けようとした。2010年米国勢調査によれば、ラティーノ人口

(1) 後者についても、いくつかの邦語新聞が関連記事を掲載した。たとえば、「(2012米大統領選ロムニーとは：上)宗教の壁 モルモン教、活動の原点」『朝日新聞』2012年4月29日朝刊。

(2) Nick Miroff, "For These Romneys, Mexico is Home," *The Washington Post*, July 24, 2011.

(3) Matt Sledge, *Mitt Romney: "I say that jokingly, but it would be helpful to be Latino"* [<http://www.huffingtonpost.com/2012/09/17>] (URLは、2013年1月26日現在有効。以下URLについては同様)。

は総人口の16%、5,000万人を超えた。ここ10年間で、1,500万人増加している。このうち約六割がメキシコ系である。また、かつては消極的だとみられていた政治への関与を強めていることも、ラティーノ票の重要性を高めている。オバマの再選は、エスニック・マイノリティからの圧倒的支持によるものと報道された⁽⁴⁾。

メキシコは、1996年、憲法を改正して、外国に居住するメキシコ系二世にまでメキシコ国籍を与える二重国籍政策を1998年に採用している⁽⁵⁾。米国に居住するメキシコ系市民がメキシコとのつながりを保ち、送金や投資などの手段でメキシコに貢献してもらうことを主に意図した政策である。規定に従えば、ロムニー候補が「メキシコ系」とであるというメディアの言い方がまったくの無根拠というわけではない。ロムニーとメキシコとの関係が目された理由である。

本小論の目的は、モルモン教徒のメキシコ移住を分析の入り口にして、19世紀末から20世紀初頭における米国のメキシコ側国境地域に対する領域認識をエイミー・カプランの論考に依拠して「曖昧な領域」（本稿第5章参照）という用語で特徴づけることにある。本小論では、モルモン教徒のメキシコ移住と並んで、モルモン教徒移住地を拠点とした米軍1916年ビリャ (Francisco Villa) 懲罰遠征隊を取り上げる。懲罰遠征隊のメキシコでの行動を同時期の米国政府がどのように正当化したのかを論じることで、20世紀初頭における米国の国境地域に対する領域認識を明らかにする。本小論では、「曖昧な領域」について大枠を提示することを意図している。

19世紀末以来近年に至るまで、メキシコ人は「曖昧な領域」としての性格から国境線ではほとんど押しとどめられることなく米国側に移動した。現在、米国に居住するメキシコ生まれの人数は、1,000万人を超えている⁽⁶⁾。メキシコの人口は約一億人であるから、メキシコ生まれの一割が米国に居住していることになる。一方、非合法移民の数は、2011年1月推計で1,151万人、その約六割にあたる680万人ほどがメキシコ人である⁽⁷⁾。このため、メキシコ人移民の米国への流入過程と移民政策も重要な論点であるが、この点に関しては邦語先行研究があることから、逆方向の人的移動である米国人のメキシコへの移住を中心に論

(4) Cyndy Y. Rodriguez, "Latinos Vote Key to Obama's Re-Election," *CNN*, November 9, 2012 [http://edition.cnn.com/2012/11/09/politics/latino-vote-key-election/index.html]. 2012年11月9日付けの同記事では、今回の大統領選挙でラティーノの投票者割合がはじめて10%を超えたとも伝えている。

(5) 小井土彰宏「NAFTA圏と国民国家のパウンダリー：経済統合の中での境界の再編成」梶田孝道、小倉充夫編『国民国家はどう変わるか(国際社会3)』東京大学出版会、2002年、188頁；久保文明ほか編著『マイノリティが変えるアメリカ政治：多民族社会の現状と将来』NTT出版、2012年、31頁。

(6) Yasenia D. Acosta and G. Patricia de la Cruz, "The Foreign Born from Latin America and Caribbean: 2010" [http://www.census.gov/prod/2011pubs/acsbr10-15.pdf].

(7) Michael Hoefler, Nancy Rytina, and Bryan Baker, "Estimates of the Unauthorized Immigrant Population Residing in the United States: January 2011," *Population Estimates*, March, 2012, Office of Immigration Statistics, U.S. Department of Homeland Security, p. 5, table 3 [http://www.dhs.gov/xlibrary/assets/statistics/publications/ois_ill_pe_2011.pdf].

じることとする⁽⁸⁾。

1. メキシコにおけるモルモン教徒入植地

ミット・ロムニーの父ジョージが生まれたのは、1907年、チワワ州北西部に位置するドゥブラーン入植地(Colonia Dublán)である。曾祖父マイルズ(Miles P. Romney)は、ドゥブラーン入植地から南西約30キロにあったファレス入植地(Colonia Juárez)を1885年12月に建設した創設メンバーのひとりである。メキシコ最初のモルモン教徒移住地ディアス入植地(Colonia Díaz)も同年に建設されている。ドゥブラーン入植地は1888年創建である。この時期、モルモン教徒たちはメキシコ北部国境近くに入植地を建設し、チワワ州では七カ所が成功をおさめた。1912年、メキシコ革命の動乱のなか、反米感情の高まりにより多くの米国人入植者が米国に戻ったが、このとき米国人モルモン教徒入植者の総数は4,000人ほどだったとされている⁽⁹⁾。現在メキシコに残されているモルモン教徒入植地はファレスとドゥブラーンのみである。ドゥブラーンには、ロムニー姓の住民が残っており、選挙報道の一環として彼らへのインタビューがおこなわれた⁽¹⁰⁾。

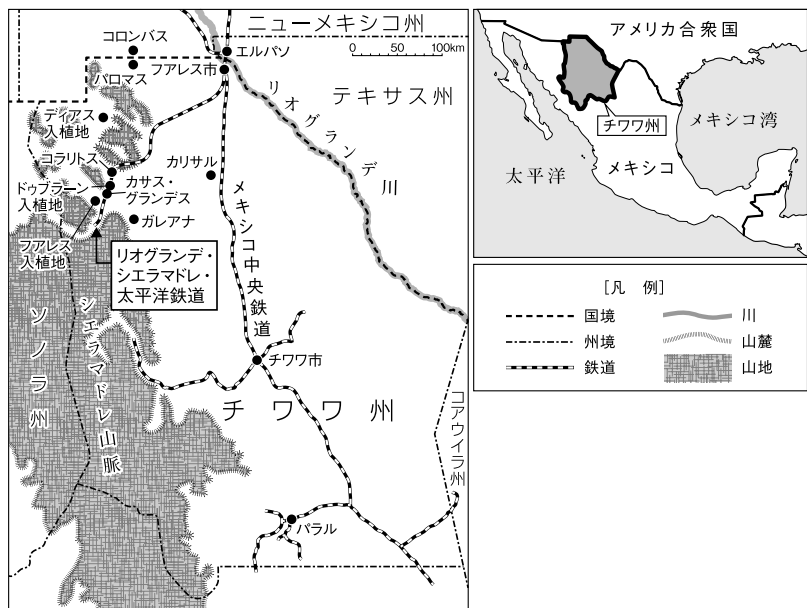


図 チワワ州(1910年ころ)⁽¹¹⁾

(8) 村田勝幸『〈アメリカ人〉の境界とラティーノ・エスニシティ：「非合法移民問題」の社会文化史』東京大学出版会、2007年など。

(9) メキシコのモルモン教徒入植地については、以下を参照した。Moisés González Navarro, *La colonización en México, 1877-1910* (México, D.F.: Talleres de Impresión de Estampilla y Valores, 1960), pp. 64-65; Tomas Cottam Romney, *The Mormon Colonies in Mexico* (1938; repr., Salt Lake City: University of Utah Press, 2005), pp. 74-127; John Mason Hart, *Empire and Revolution: The Americans in Mexico since the Civil War* (Berkeley: University of California Press, 2002), pp. 238-243.

(10) Miroff, “For These Romneys, Mexico is Home” (前注2参照)、および、Mica Rosenberg, “Romney’s Rugged Mormon Ancestors Sowed Riches in Mexico,” *Reuters*, February 24, 2012 [<http://www.reuters.com/article/2012/02/24/us-mexico-mormons-idUSTRE81N1AJ20120224>].

(11) *The Mexican Year Book: A Statistical, Financial, and Economic Annual, Compiled from Official and Other Returns, 1911, Fourth Year of Issue, under Auspices of the Department of Finance* (n.p.: McCorquodale & Co., 1911), pp. 54-55 より筆者作成。

モルモン教徒の一団が「約束の地」現ユタ州ソルトレークに到達したのは1847年7月、米メキシコ戦争の最中であつた。1847年9月には米軍が首都メキシコ市を占拠したものの、現ユタ州を含めメキシコ領土の米国への割譲を定めたグアダルーペ・イダルゴ(Guadalupe Hidalgo)条約締結は翌年のことである。したがって、到達した場所は公式にはメキシコ領だったことになる。ただし、この地は、メキシコの実質的支配が及んでいない先住民の支配領域であつた。当時様々な動機から米国人は西に向かい、一部はメキシコ領内に進出ししていた。その動きは、一括して「西漸運動」といわれている。モルモン教徒もまた、信仰上の要請や独立の「王国」を建設するという自らの意図とは別に、結果的に見れば「西漸運動」の一翼を担ったのである⁽¹²⁾。

モルモン教徒たちは、ソルトレーク建設以降、南下してアリゾナ、ニューメキシコ方面にも居住地をもつようになっていた。19世紀後半には、多妻婚に対する非難の声が高まっていた。多妻婚を禁じる米国連邦法は、1862年モリル(Morrill)法に始まり、1887年エドマンズ-タッカー(Edmunds-Tucker)法へと続いていた。モルモン教徒に対する取締は厳しくなった。そのため、1885年メキシコ移住は、米国での「迫害」から逃れるためであると説明されることが多い。移住の消極的側面を強調する解釈である。

しかし、モルモン教徒は多妻婚や宗教活動が可能な外国への移住を積極的に模索したとも言えよう。メキシコは、ファレス(Benito Juárez)大統領期(1858-1872)に確立する強力な反教権政策のもと宗教活動の自由を保証する国だとモルモン教徒たちは認識していた。ドゥブラーンという入植地の命名も、ファレスとともに反教権政策を主導した自由主義者Manuel Dublánに由来する。1881年には、メキシコ政府に対して入植地を求める交渉がはじまっている。モルモン教は1890年に多重婚を公式に廃止したが、メキシコ移住地では多重婚が維持された。上記の消極的解釈に対して、自ら逃避行に加わったモルモン教徒入植者トマス=コタム・ロムニーの回想録に序文を寄せたブラッドリーは、モルモン教徒たちの積極的なメキシコ進出という側面を強調している⁽¹³⁾。国境を越えることは、布教という点で自然なことであつた。

一方、メキシコは、ディアス(Porfirio Díaz)大統領(在任1876-1880, 1884-1911)とその間隙を埋めたゴンサレス(Manuel González)大統領のもとで人口希薄な北部の開発と入植を推進していた。1883年土地測量法に続いて、1884年植民法が未開拓地に入植者を呼び込む目的で制定された。チワワ州では、アパッチ戦争も同時期に終焉している⁽¹⁴⁾。この時代、米国南西部での鉄道建設の延長として、メキシコ側に米資本による鉄道建設がはじまり輸送

(12) モルモン教については、高橋弘『素顔のモルモン教：アメリカ西部の宗教、その成立と展開』新教出版社、1996年などを参照。

(13) Martha Sonntag Braddly, "Introduction," in Romney, *The Mormon Colonies in Mexico* (前注9参照), p. 7.

(14) 佐藤勘治「浸透する〈アメリカ〉：メキシコ北部におけるアメリカ体験」歴史学研究会編『20世紀のアメリカ体験』青木書店、2001年、107-109頁。

ルートが確保されつつあった。ドゥブラーン入植地の近くには、リオグランデを挟んでエルパソと向かい合うチワワ州側の町フアレス市(Ciudad Juárez)との間にリオグランデ・シエラマドレ・太平洋鉄道(Ferrocarril Río Grande, Sierra Madre y Pacífico)が敷設されている。この観点でみれば、モルモン教徒のメキシコ入植は、米国西部開拓の延長としての米国によるメキシコ北部開発の一環とみなすことができる。

メキシコにおける欧米系外国人入植政策は、この時期の有名な米国人入植地、シナロア(Sinaloa)州太平洋岸に位置するトポロバンポ(Topolobampo)の例が示すように、一般に順調ではなかった。トポロバンポは、米国の鉄道技師で米国中西部とメキシコ太平洋岸を結ぶ鉄道建設を推進したオーエン(Albert Kimsey Owen)の「協同入植地(colonia cooperativa)」である。メキシコ政府の承認のもと、1886年に本格的入植が開始された。しかし、1896年ごろまでに失敗が明確になった⁽¹⁵⁾。

そうしたなかで、モルモン教徒入植地は成功例だとみなされている。ゴンサレス＝ナバロは、「おそらく、モルモン教徒入植地はディアス大統領期においてもっとも繁栄し、しかも、もっとも意欲的な入植地でもあった」と評価している⁽¹⁶⁾。ドゥブラーンやフアレス入植地があるチワワ州ガレアナ(Galeana)行政区におけるモルモン教徒入植地総面積は約1,000平方キロであった⁽¹⁷⁾。モルモン教徒は、灌漑施設を整備し、果物などの農産品栽培を軌道に乗せただけでなく牧場や製粉所、家具工場経営もおこなっている⁽¹⁸⁾。ドゥブラーン入植地に近いこの地区の中心市カサス・グランデス(Casas Grandes)にも進出した。1900年にはカサス・グランデスにある製粉所七カ所のうち五カ所がメキシコ人所有であったが、1905年までには五カ所が米国人所有で、そのうち四カ所がモルモン教徒の所有になっていたという⁽¹⁹⁾。

2. モルモン教徒のメキシコ脱出

モルモン教徒入植地は、住民の風俗習慣を含めて米国の飛び地のようなようだった。米国に隣接し米国での生活経験があるこの地域のおおくのメキシコ人にとっては、米国そのもののように感じられたはずである。土地測量法以降、メキシコ最大州であるチワワ州(本州とほぼ同面積約25万平方キロ)には米国人が地主となって巨大牧場がいくつもつくられる。たとえば、パロマス土地牧畜会社(Palomas Land & Cattle Co.)は、ニューメキシコ州と接する国境線のメキシコ側ほぼ全域に沿って東京都面積の約四倍(約9,000平方キロ)にあたる広大な土地を入手した。ドゥブラーン入植地の近くでもコラリトス土地牧畜会社

(15) Thomas Robertson, *Utopía en Sinaloa* (México, D.F.: Siglo XXI editores, 2003), pp. 59-60 (原著は *A Southwestern Utopia* (Los Angeles: Ward Ritchie Press, 1964)). および、González Navarro, *La colonización en México* (前注9参照), p. 63.

(16) *Ibid.*

(17) 佐藤「浸透する〈アメリカ〉」(前注14参照)、113頁。

(18) González Navarro, *La colonización en México* (前注9参照), pp. 66-68.

(19) Friedrich Katz, *The Life and Times of Pancho Villa* (Stanford: Stanford University Press, 1998), p. 91.

(Corralitos Land & Cattle Co.)が約3,500平方キロを所有していた⁽²⁰⁾。米国の進出は、鉱山や鉄道などの分野でも顕著だった。しかし、働き手はメキシコ人や東洋系移民であることがおおく、米国人とメキシコ人が日常的に接触する機会は限られていた。革命が勃発すると、反米感情の高まりにより、米国人がほとんどを占めるモルモン教徒入植地は、他の米資本の巨大農園などに比べても略奪や攻撃の対象になりやすかった。

メキシコ革命勃発後、1911年5月ディアス大統領の辞職と亡命に続いて、11月には革命を主導していたマデロ (Francisco Madero, 在任 1911-1913) が政権の座についた。チワワ州では州知事ゴンサレス (Abraham González) に対する反発から、オロスコ (Pascual Orozco) の反乱がおこるなど革命派内部で戦闘が続いていた。フアレス入植地やドゥブラーン入植地に対しても略奪や入植者の殺害事件、カサス・グランデス地域を実質的に統括していた将軍からの物資供出強要などが相次いでいた。さらには、個人所有の銃器の提出も求められた⁽²¹⁾。

略奪や武装解除要求が厳しさを増すなか、モルモン教徒たちが「脱出 (Exodus)」を決意するのは1912年7月のことである。逃避行に加わった前記入植者によれば、チワワ州の各入植地から集まった女性と子供ら総勢450人ほどが列車で1912年7月末に出発した。当時五歳のジョージ・ロムニーもその中にいた可能性がある。10月7日には、ドゥブラーンから、男性235人と馬500頭の隊列が出発した。国境線をわたることができたのは10日夕刻であった。一日60マイルを進む強行軍であったという。「この間、多くの馬が疲れのため動けなくなり、その死骸が道路脇に残された」と回顧されている。ロムニーの祖父ガスケル (Gaskell) は、この隊列の指揮者のひとりであった。ドゥブラーンからの避難者は、エルパソで先に到着していた仲間や他の米国人から心温まる歓迎をうけた⁽²²⁾。米国内の「迫害」からメキシコに渡ったモルモン教徒が、米国側に避難しなければならなかったのは皮肉な事態である。ここには、「迫害」から逃れたとされるモルモン教徒の姿ではなく、在メキシコ米国人入植者集団としての姿が見られる。

1910年メキシコ革命の勃発によって、国境地域に住む米国人にとって、国境線は死活的な意味をもつものとなっていた。国境の南メキシコは政治的混乱のなかで危険な世界となった。革命時、国境に隣接するメキシコ側で戦闘があると、米国側では多くの人がある様子を見に集まった。当時の写真にはそうした見物人の姿が写し取られて、当時の国境線の意味を象徴的に表している⁽²³⁾。

(20) Mark Wasserman, *Capitalists, Caciques, and Revolution: The Native Elite and Foreign Enterprises in Chihuahua, Mexico, 1854-1911* (Chapel Hill: The University of North Carolina Press, 1984), p. 106. パロマス会社については、Teresa Williams Irvin, *Let the Trail Go with the Hide: The Story of Ben F. Williams as told to Teresa Williams Irvin* (Bloomington: Unlimited Pub., 2001) が詳しい。

(21) Romney, *The Mormon Colonies in Mexico* (前注9参照), p. 186.

(22) 以上、「脱出」については、*Ibid.*, pp. 182-194.

(23) David Dorado Romo, *Ringside Seat to A Revolution: An Underground Cultural History of El Paso and Juarez, 1893-1923* (El Paso: Cinco Puntos Press, 2005).

しかし、より重要な点は、国境の自由往来が可能だったことである。メキシコ人の越境も実際的に自由であった⁽²⁴⁾。米国西部開拓に不可欠な労働力になっていたメキシコ人は、革命勃発前から大量に越境していたが、1910年以降のメキシコ革命期には、米国人だけでなくメキシコ人も戦乱を逃れて難民として国境の北に向かった。メキシコ人米国移住史では「大移住」と呼ばれる時代である⁽²⁵⁾。1882年排華移民法、1907年日米紳士協定によりそれまで西部開拓の重要な担い手だった華人移民や日本人移民の供給は停まった。さらに、第一次世界大戦勃発以降には、ヨーロッパ系移民の流入も減る。1911年から1920年の革命動乱期に米国公式統計で把握されているだけで89万人がメキシコ国境をわたった⁽²⁶⁾。統計には表れない検問所を通らない越境もこの数字に加える必要がある。避難民だけでなく革命当事者も米国を利用した。たとえば、マデロがメキシコ革命を準備したのはテキサス州サンアントニオである。メキシコ自由党のフロレス＝マゴーン(Ricardo Flores Magón)は、米国西南部を転々とし、最期を獄中で迎えた。革命の権力闘争に敗れたウエルタ(Victriano Huerta)やオロスコは米国で官憲に逮捕されている。

3. メキシコ国境と米国側からの越境

19世紀半ばに米メキシコ国境が設定されてから現在に至るまで、米国側から陸路メキシコに入国することは簡単である。国境検問所で荷物検査がおこなわれることがあるとはいえ、現在でも多くの場合厳しいチェックはない。逆の流れに対する厳しい取締と対照的である。

もともと、19世紀末までは、とくに米国南西部ではアパッチやコマンチなどの不服従先住民集団の開拓者に対する攻撃があり、メキシコ国境まで到達すること自体が困難であった。米国人が南西部国境地帯を比較的自由に移動できるようになるのは、こうした先住民集団が米軍に降伏し、サザン・パシフィック鉄道が国境線にそって開通して以降のことである。エルバソが鉄路で結ばれたのは1881年である。

メキシコ側でも先住民集団の遠征攻撃がみられた。1821年独立以来、メキシコ政治は不安定であり、政権がめまぐるしく交代した。正規軍は弱体化し北部防衛は手薄になった。北部住民は自らの手で先住民からの攻撃に対峙しなければならなかった。テキサス内陸部を拠点とするコマンチの遠征攻撃による「略奪」は、メキシコ北部だけでなく、1840年代には中央部近くにまで及んだ。北部では入植者の多くが移住を余儀なくされた。現在のメキ

(24) 本稿が対象としている時期に限れば、メキシコ人の米国への越境に制限はなかった。1917年まで、国境検問所ではメキシコ人に対する書類審査自体おこなわれていない。国境警備隊が設置されるのは1924年である。この時期の米国入国管理については、Rachel St. John, *Line in the Sand: A History of Western U.S.-Mexico Border* (Princeton: Princeton University Press, 2011), pp. 179-187.

(25) マヌエル・G・ゴンサレス著、中川正紀訳『メキシコ系米国人・移民の歴史』明石書店、2003年、203頁。

(26) Linda B. Hall and Don M. Coerver, *Revolution on the Border: The United States and Mexico, 1910-1920* (Albuquerque: University of New Mexico Press, 1990), p. 127.

シコ北部を当時訪れた旅人や米メキシコ戦争で進軍した兵士は、廃墟となった集落が点在する様子を目にしている。「無人化」が進んでいたのである⁽²⁷⁾。また、米メキシコ戦争で、米軍テイラー (Zachary Taylor) 隊に従軍した将校は、コアウイラ (Coahuila) 州ミエル (Mier) 近くで住民から敵軍であるにもかかわらずコマンチ討伐を依頼されたとする手紙を家族宛てに残している⁽²⁸⁾。この住民にとっては、米軍との戦いよりもコマンチとの戦いの方が重大だったことを示している。

1848年に新しい国境線が引かれた後でも、問題が解決されたわけではなかった。グアダルーペ・イダルゴ条約第11条には、国境線の役割として「野蛮なインディアン」のメキシコ側への攻撃の阻止が明記されたが、しばしば果たされなかった。当時、国境は両国人の移動を管理するものではなかったということである。国境線が正確にどこであるかの現地調査でさえも、条約締結後になってはじめておこなわれたほどである⁽²⁹⁾。国境は文字通り地図に引かれた線であった。

米国人の越境は、既に述べたメキシコ北部開発や入植だけでなく、武装した民間人や軍隊の場合もあった。国境地域の開発が進んだ20世紀初頭における著名な事例だけでも、1906年カナネア (Cananea) 銅山ストライキでの米武装民間人侵入、1911年「世界産業労働者組合 (IWW: Industrial Workers of the World)」とメキシコ自由党によるティファナ (Tijuana) 占拠とメヒカリ (Mexicali) 占拠、1914年米軍によるベラクルス (Veracruz) 占拠、1916年ビリャ懲罰遠征をあげることができる。以下、20世紀初頭における米国政府の国境認識を明らかにするために、前述したモルモン教徒入植地ドゥブラーンを拠点として1916年3月から翌年まで一年近く続いた米軍ビリャ懲罰遠征を取り上げる。米国は何を根拠に軍の越境を正当化したのだろうか。

4. ビリャ懲罰遠征の根拠

1916年3月、ニューメキシコ州コロンバス (Columbus) 市街とその郊外の米軍駐屯地を500人弱のビリャ派部隊が襲撃し、米国人17人が殺害された。外国人部隊による希少な米本土襲撃事件として、米国で現在まで長く語られるコロンバス襲撃事件である。ビリャは、チワワ州を中心にしてカランサ (Venustiano Carranza) 派と敵対し独自のゲリラ活動をおこなっていた。米国はカランサ派を「事実上の政権」として1915年10月に承認していた。親米であったビリャが米国敵視を鮮明にしていく時期である。チワワ州でも、1916年1月にビリャ派による米国人集団殺害事件がおきている。コロンバス襲撃では、すぐさま米軍

(27) Brian Delay, *War of a Thousand Deserts: Indian Raids and the U.S.-Mexican War* (New Haven: Yale University Press, 2008).

(28) Robert H. Ferrell, ed., *Monterrey is Ours: Mexican War Letters of Lieutenant Dane, 1845-1847* (Lexington: University Press of Kentucky, 1990), p. 114.

(29) Joseph Richard Werne, *The Imaginary Line: A History of the United States and Mexican Boundary Survey, 1848-1857* (Fort Worth: Texas Christian University, 2007).

が出動、国境を越えて追跡、襲撃部隊のうち100人ほどの死傷者がでた⁽³⁰⁾。

米国は、ビリャ捕獲のため懲罰遠征隊をパーシング(John J. Pershing)将軍のもとに組織し、3月15日に第一陣が出発した。ビリャ捕獲には多額の懸賞金がかげられた。部隊は当初5,000人規模であり、最盛期には一万人を超えた。懲罰遠征隊が拠点をついたのは、移住者の一部が残留、帰還していた前記モルモン教徒ドゥブラーン入植地だった。駐屯部隊を維持するため、メキシコ人が2,000人以上、華人移民が500人以上雇われた⁽³¹⁾。異国でありながら、米国領土内であるかのような拠点が形成されたのである。

自国領土に外国軍が展開するという状況に直面したカランサ「政権」は、領土侵犯とみなし、米政府に対して撤退を要求している。当時の米国務長官ランシング(Robert Lansing)は、カランサからの書簡に対して、米国人に被害をもたらした野盗、犯罪者の追跡であり、追討については両国間で合意があると主張した。米国が「懲罰遠征」と呼ぶ理由である。米国は、カランサ「政権」が犯罪者ビリャを捕獲できず、米国人への被害を招いているとした。メキシコと米国は1880年代、アパッチ追討のために国境をまたいで双方の軍が追跡できるとの協定を結んでいる。実際、ジェロニモ(Geronimo)が米軍により捕獲されたのはメキシコ北部ソノラ(Sonora)州である。今回の場合も、在米メキシコ大使との間で同様の措置を定めた覚書を交わしたと主張した。米国は、ビリャ追討はメキシコ側の承認を得ておこなわれたとの立場である。一方、メキシコ側は、事前協議を前提としなければならず、いっさい承認していないと主張した⁽³²⁾。

ビリャ懲罰遠征隊は、シエラマドレに沿って南下、4月には国境線から南約650キロのチワワ州パラル(Parral)まで展開した。6月にはカリサル(Carrizal)を通過しようとした偵察隊とカランサ派護憲軍が衝突し、双方に死者がでた。護憲軍は、米兵24名を捕虜とする。両国間の開戦が懸念される事態だった。戦争回避のために合同委員会が設置され、撤退条件が話し合われた。米国側の議定書案には、メキシコ政府による米国人の生命と財産の保護が明記され、さらに「メキシコ政府が実行できない場合、米国は再度メキシコに入り軍

(30)「懲罰遠征」に関する最新の邦語研究に、西崎文子「ウッドロー・ウィルソンとメキシコ革命：反米主義の起源をめぐる一考察」『思想』1064号、2012年、118-138頁がある。同論文は、本稿が論じている米メキシコ国境地域の歴史的特性には言及していない。コロンバス襲撃および「懲罰遠征」の概要は、Katz, *The Life and Times of Pancho Villa* (前注19参照), pp. 560-582; John S. D. Eisenhower, *Intervention!: The United States and the Mexican Revolution, 1913-1917* (New York: W.W. Norton & Company, 1993), pp. 217-307.

(31) Hall and Coerver, *Revolution on the Border* (前注26参照), pp. 131-133. これら米軍協力者たちは、撤退時に難民として米国に入国している。華人移民は一般には排斥されていたが、テキサス入植を特別に許可された。

(32) 米国が交わしたとする覚書は Poder Ejectivo, Secretaría de Gobernación, “Circular No. 16,” in Isidro Fabela (fundador), *Expedición punitiva I (Documentos Históricos de la Revolución Mexicana, tomo 12)* (México, D.F.: Editorial Jus, 1967), pp. 86-89. メキシコからの抗議文は、Poder Ejectivo, Secretaría de Relaciones Exteriores, “El paso de tropas americanas se efectuó sin consentimiento del gobierno de México, 22 de mayo, 1916,” in *ibid.*, pp. 339-356. 同抗議文に対する回答は、Robert Lansing, “U.S. Government’s Reply to President Carranza’s Letter of Complaint, 20 June 1916,” in Charles F. Horne, ed., *Source Records of the Great War*, vol. 4 (New York: National Alumni, 1923), ただし http://www.firstworldwar.com/source/mexico_lansing.htm で参照した。

事力によってその保護にあたる権利を留保する」と記されていた。米国に一方的な干渉権があるとされたのである。ビリヤ研究の第一人者カッツは、メキシコを「キューバ化」すなわち保護国化する米国の意図を指摘している⁽³³⁾。その他にも議定書案にはキューバに対するプラット修正に酷似した条項が提案されている。結局、こうした内容を排除して最終的に合同委員会が決定した議定書にも、カランサは承認を与えなかった。懲罰遠征隊は、米国が第一次世界大戦に参戦するという状況変化のなかで、1917年2月、米国の敵ビリヤを捕獲することができないまま、メキシコを撤退した。

以上のように、ビリヤ懲罰遠征は、30年前に成功したジェロニモ追討と同等なものとして米国政府は位置づけており、メキシコとの戦争を望んでいたわけではない。既に述べたように、グアダルルーペ・イダルゴ条約において国境線に期待されたのは、両国の支配下にまだ入っていない「野蛮な」先住民を米国側にとどめておくという役割である。ビリヤ懲罰遠征が示しているのは、国境線設定から半世紀以上たった1916年においても、メキシコ北部国境地帯を国家管理の及ばない場として米国が認識していたということである。

5. 「曖昧な領域」と国境線

20世紀初頭におこなわれた上記米国の行動は、ローズベルト・コロラリーとして、1904年に宣言されていたものである。この行動にみられる「世界の警察」としての米国の役割は、オサマ・ビンラディン捕獲作戦に象徴されるように、対象地域を拡大して現代に引き継がれている⁽³⁴⁾。

米国に対するビリヤ懲罰隊の撤退要求とは裏腹に、一方で、メキシコ護憲政府の側もこの地域に対して実質的に統治できなかった。カランサ「政権」は、長期間、米軍の行動を国境地帯において事実上許容せざるを得なかったのである。チワワ州におけるビリヤ派の勢力は維持されていて、1916年11月末から12月には州都チワワ市(Ciudad Chihuahua)を一時奪還している⁽³⁵⁾。既述のように、懲罰隊の活動範囲はパラルまで及んだが、チワワ州最南部というパラルの地理的位置がこうした領域の南限だったことを示している。

「西漸運動」という大陸内での領土拡大、米西戦争以来の海外膨張、さらにはここで論じている国境を越えたメキシコ側への米軍侵攻という一連の米国の動きは、帝国としての米国を特徴づけるものである。カプラン『帝国というアナキー』は、米国を帝国と呼び、19

(33) Katz, *The Life and Times of Pancho Villa* (前注19参照), pp. 578-579. 議定書の検討過程の原文は、(西文) Isidro Fabela (fundador), *Expedición punitiva II (Documentos Históricos de la Revolución Mexicana, tomo 13)* (México, D.F.: Editorial Jus, 1968), p. 319; (英文) P. Edward Haley, *Revolution and Intervention: The Diplomacy of Taft and Wilson with Mexico, 1910-1917* (Cambridge: MIT Press, 1970), p. 235で参照。上記Fabela, *Expedición punitiva II*, pp. 9-120には、カリサル事件に関するメキシコ側史料がまとめられている。

(34) ビンラディンが米軍特殊部隊によって2011年に殺害されたとき、彼の暗号名がジェロニモであったことが明らかにされた。前章の叙述から言えば、この暗号名は適切な歴史的引用である。一世紀以上にメキシコ国境地帯で採用された帝國的思考の一端が現代にまで受け継がれている点で注目に値するだろう。

(35) Paco Ignacio Taibo II, *Pancho Villa: Una biografía narrativa* (México, D.F.: Planeta, 2006), pp. 675, 678-680.

世紀から20世紀初頭にかけての小説や映画などを分析しながら「アナーキー」という用語で帝国の性格を説明している。帝国としての海外拡張のためには、「国外でも国内でもない曖昧な空間を創り出す必要」(下線は筆者)がある。さらに、「政治上の併合とは別の軍事、経済、文化のそれぞれの力を行使するための脱領土化された場までもが生み出されてしまった」と指摘する⁽³⁶⁾。「脱領土化された場」としてカプランがこの文で具体的に想定しているのは、米国西部各地にもうけられた先住民居留地や米西戦争で獲得したプエルトリコである。本稿では、カプランの喚起力のある用語「曖昧な空間」を援用して、国際的には領域が明確に定まっているものの実質的に中央政府の管理から逃れている場合で米国の帝國的影響力が及ぶ空間を「曖昧な領域」と言う用語で把握したい。

20世紀初頭のメキシコ側国境地帯は、国家管理の常態からみたとき「曖昧な領域」、「アナーキー」な場である。カプランの述べる「こことあそこ、うちとそととの間にある境界の崩壊」がみられるからである⁽³⁷⁾。前章まで述べてきたモルモン教徒移住やその移住地を拠点とした懲罰遠征隊の活動が示すのは、メキシコ側国境地帯が米国にとって「曖昧な領域」と当時みなされていたということである。

「曖昧な領域」は米側国境地域にも見いだせる。その典型は、テキサス南部ヌエセス(Nueces)川以西からリオグランデ間の地域(リオグランデ下流地域)である。この地域は米メキシコ戦争の原因となった係争地として知られている。20世紀初頭、この地域では、人口の九割がメキシコ系であった⁽³⁸⁾。住民は、日常的に国境を往来した。州独自の治安維持組織であるテキサス・レンジャーから理不尽な攻撃を被ったメキシコ系住民がメキシコ側に逃れることもあった。米国リオグランデ下流地域で国境線であるリオグランデを利用してメキシコ領から攻撃を組織したコルティナ戦争(Cortina War, 1859-1860)はその一例である。コルティナ(Juan N. Cortina)は、1859年ブラウズビルを一時占拠した。レンジャー側も1860年国境線を超えてコルティナ軍を打ち負かした。レンジャーとメキシコ系住民との戦いは、さらに1901年に始まるコルテス(Gregorio Cortez)の英雄談としてメキシコの民衆歌謡コリード(corrido)に歌い継がれている。リオグランデ下流地域についていえば、連邦政府と州政府という二重統治システムが米国内に「曖昧な領域」を維持するシステムとなったと言えよう。テキサス州政府は、レンジャーという暴力装置を中央政府の統制なしに運用できたのである。レンジャーが「アナーキー」状態を作り上げていたとも言える。さらには、メキシコ系住民自らが国境線が無意味化することで、領域の曖昧さを享受すること

(36) エイミー・カプラン著、増田久美子、鈴木俊弘訳『帝国というアナーキー：アメリカ文化の起源』青土社、2009年、29頁。また、村田勝幸「〈帝国〉状況を／から透かしみる：取り締まられるアメリカ都市空間、『ホームランド・セキュリティ』、人種」山下範久編『帝国論』講談社選書メチエ、2006年、20-23頁にカプランの帝国概念の紹介がある。

(37) カプラン『帝国というアナーキー』(前注36参照)、29頁。

(38) Benjamin Heber Johnson, *Revolution in Texas: How a Forgotten Rebellion and Its Bloody Suppression Turned Mexican into American* (New Haven: Yale University Press, 2003), p. 26.

もあった。米国リオグランデ下流地域で展開したガルサ(Catarino Garza)による反ディアス運動や、テキサスの連邦離脱を求めた1915年サンディエゴ計画(Plan de San Diego)は、その例である⁽³⁹⁾。

米メキシコ国境地帯を「曖昧な領域」とする見方がふさわしいのには別の理由もある。この領域は、米国成立以前からスペイン帝国ヌエバ・エスパーニャにとっても「曖昧な領域」であった。歴史をたどればスペイン帝国の征服最前線である。支配に屈しない先住民との戦いで、スペイン帝国の支配領域は一定しておらず、実質的な境界はいつも揺れ動いていた。

スペイン帝国時代において重要領域であったメキシコ(ヌエバ・エスパーニャ)は、北部先住民の征服というスペイン帝国からの課題を引き継いだ国家である。アメリカ合衆国という帝国との争いに敗れたものの、メキシコは帝国としての歴史的残滓を国家内部に抱えている。米メキシコ戦争では、この「曖昧な領域」のただ中に国境線が引かれたと述べることができる⁽⁴⁰⁾。もちろん、既に述べた米国側国境での「革命観戦」の例から明らかのように、国境線のどちら側にいるかは場合により重要な意味をもった。それにもかかわらず、非合法移民の大量の存在に表されているように、現在に至るまで国境線が人的移動を管理できないという特徴はこの地域の歴史的 성격に由来すると説明できる。

おわりに——グローバル化と「曖昧な領域」の拡散

「うち」と「そと」を明確に区別すること、すなわち国境線を管理することは、近代国家にとって最も重要なものである。トービー『パスポートの発明』が指摘しているように、近代国家は「うち」と「そと」を厳しく峻別し、パスポートなどの書類によって入国管理を強化してきた。「これらの書類は、個人を『把握』するために急速に拡大していた『基礎構造的権力』のきわめて重要な要素であり、それは近代国家とそれ以前の国家の違いを示している」と述べている⁽⁴¹⁾。米国も例外ではなく、本稿では論じることができなかったが、一般には書類での管理を確立してきた歴史がある。

それにもかかわらず、米メキシコ国境線では長期間にわたって相互的自由往来が可能であった。本稿で述べてきたように、国境の両側に広がる国境地帯を「曖昧な領域」として維持することで実質的な領域膨張を米国が指向したからである。メキシコ人は、19世紀末か

(39) 中野達司『メキシコの悲哀：大国の横暴の翳に』松籟社、2010年の第2章では、コルティナ、サンディエゴ計画、レンジャーが扱われている。

(40) したがって、米メキシコ戦争の結果である米国の領土拡大とメキシコの領土喪失を西欧列強によるアジア・アフリカの植民地獲得と同様の視角で判断することはできない。ピリャ懲罰隊遠征についても、第4章で指摘したように、米国軍によるメキシコ領土侵犯という側面だけを強調することはできない。

(41) ジョン・トービー著、藤川隆男監訳『パスポートの発明：監視・シティズンシップ・国家』法政大学出版局、2008年、194頁。ただし、トービーは、メキシコ系に対する入国管理の不備について、それほど意識的ではない。

ら大量に国境を越えたが、それは国境線を超えたというよりも「曖昧な領域」を北上したというのが適切である。このとき「違法性」を問われることはなかった。

現在、非合法移民に対する「違法性」認識強化すなわち「犯罪者化」が進んでいる。大統領選挙を前にしたオバマ大統領は、2012年6月、行政命令「子供期来米者のための延期措置(DACA: Deferred Action for Childhood Arrivals)」により、非合法移民のうち親などにつれられて入国した若者を対象として国外強制送還を一時停止する手続きを開始した。ここで留意したいのは、強制送還の「延期措置」という言い方に含意された非合法移民の「違法性」を前提とする基本姿勢である。移民帰化局のホームページでは「合法的地位(lawful status)」を与えるものではないと強調されている⁽⁴²⁾。行政命令の背景となる「ドリーム法(DREAM act: Development, Relief, and Education for Alien Minors)」案も同様の考え方に基いている⁽⁴³⁾。こうした「違法性」認識は共和党への単なる妥協ではなく、民主党においても現在では当然視される傾向がある。

しかし、非合法移民の「違法性」は長い間問題視されてこなかった。「不法(illegal)」移民と直截に表現することがしばしば避けられ、「書類不備(undocumented)」あるいは「非公認(unauthorized)」移民と呼ばれることが多いのもこの背景があるからである。米国は、特に1990年代以降、急激にメキシコ国境管理の厳格化を進めている⁽⁴⁴⁾。「違法性」が強調されはじめるのも1990年代である。

それでは、国境線管理の厳格化とともに「曖昧な領域」は消滅にむかっているのだろうか。トーパーが指摘する近代国家に米国が単に転身したということではない。「曖昧な領域」の一見した消滅とは、非合法移民の都市部での定住化傾向の進展と顕在化という近年のグローバル化の特徴に対応するものである。「曖昧な領域」は近年のグローバル化のなかで拡散している。旧来の「曖昧な領域」は役割を終え、替わって国家領域の明確化が必要となった。グローバル化は国家役割の低下を決して意味しないというサッセンらのグローバル化研究が明らかにしている説明がここで確認できる⁽⁴⁵⁾。非合法移民に関する「違法性」の強調は、グローバル化と一体ですすんでいると述べることができる。

なによりも、米国政府の取り組みにもかかわらず、越境を止めることはできていない。この点で、本稿では論じられなかったが、非合法移民の「犯罪者」化に抵抗する運動がとりまくられていることは重要である。さまざまな草の根的人権NGOが、米国、メキシコを問

(42) U.S. Citizenship and Immigration Service, “Frequently Asked Questions” [<http://www.uscis.gov/portal/site/uscis/>].

(43) 米大統領府は、ドリーム法が恩赦であるという批判はあたらないとし、「神話」として解説している [<http://www.whitehouse.gov/blog/2010/12/01/get-facts-dream-act/>].

(44) 国境警備隊の人員は、1994年の4,287人から2012年には21,370人に急増している。1993年には「国境線保持作戦(Operation “Hold the Line”）」(ファレス-エルパソ国境地域)、1994年には「門番作戦(Operation Gatekeeper)」(ティファナー-サンディエゴ国境地域)が開始され、国境管理の厳格化を印象づけた。

(45) たとえば、サスキア・サッセン著、伊豫谷登土翁監修、伊藤茂訳『領土・権威・諸権利：グローバリゼーション・スタディーズの現在』明石書店、2011年の「はじめに」を参照のこと。

わず活動を強めている。さらに、現在、メキシコ系米国人は日常的にメキシコと関係を保つトランスナショナルな存在となっていると様々な研究が指摘している。それは単にメキシコにおける二重国籍の容認というだけの側面ではない。「曖昧な領域」の拡散がメキシコ側にも広がっていることを示唆している。米国、メキシコの国家領域が実質的に明確化することと、「曖昧な領域」の拡散を通じて両国が新たなひとつの領域性をもつことが同時に進展していると言える。この点を論じることは、今後の課題である。